

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

## 第 9 2 回 本 部 会 議

日時：令和4年1月25日（火）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

### 1 開 会

### 2 議 事

北海道におけるまん延防止等重点措置について（協議事項）

### 3 閉 会

- 資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要
- 資料2 道内の感染状況等について（案）
- 資料3 札幌市の感染状況について
- 資料4 北海道におけるまん延防止等重点措置（案）の概要
- 資料5 北海道におけるまん延防止等重点措置（案）
- 資料6 北海道におけるまん延防止等重点措置（道案）等に対する主な意見
- 資料7 保健所業務の重点化等について
- 資料8 学校の臨時休業等の取扱いについて
- 資料9 事業者向け取組について
- 資料10 後志総合振興局の取組
- 資料11 根室振興局の取組



# 新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

## 重点措置区域の追加・期間の延長

項目	対象区域	期間
追加	北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県	1月27日～2月20日（25日間）
期間の延長	広島県、山口県、沖縄県	2月1日～2月20日（20日間）



# 道内の感染状況等について (案)

【令和4年1月25日】

## 主な指標の状況

1/24	レベル	移行指標				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人当たり 新規 感染者数	10万人当たり 療養者数	新規 感染者数 今週 先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	21.5% (445床) ↑	0.0% (0床) →	186.2人/週 (9734人/週) ↑	216.0人 (11293人) ↑	3.10 ↑	63.0% ↑	20.2% ↑
札幌市	2	16.9% (105床) ↑	0.0% (0床) →	271.3人/週 (5322人/週) ↑	299.9人 (5882人) ↑	3.45 ↑	77.3% ↑	22.3% ↑
札幌市を 除く地域	2	23.6% (340床) ↑	0.0% (0床) →	135.0人/週 (4412人/週) ↑	165.6人 (5411人) ↑	2.76 ↑	45.7% ↓	18.2% ↑
レベル2 移行指標		20%	又は 20%	15人/週	20人			
レベル3 移行指標		50%	又は 50%	—	—			

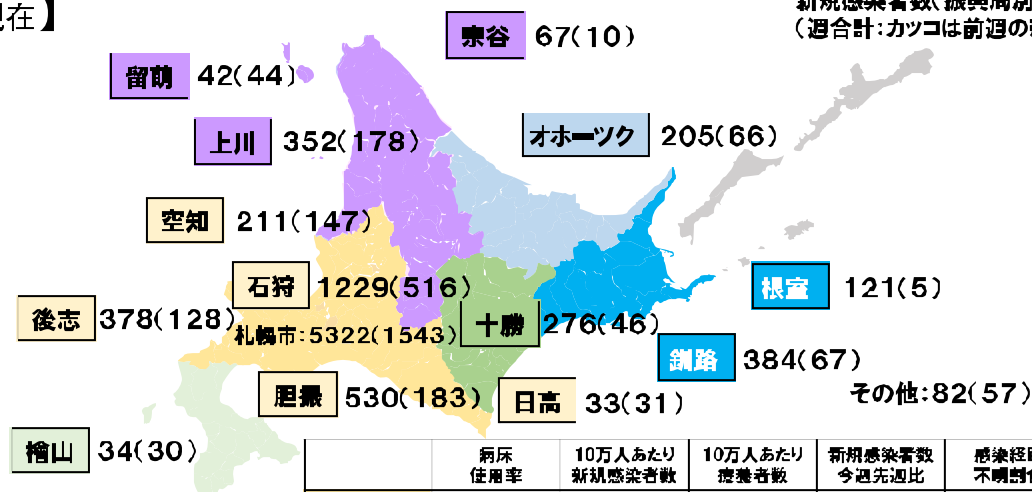
※( )は実数。

※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較。

# 地域における主な指標の状況

【1/24現在】

新規感染者数(振興局別)  
(週合計:カソコは前週の新規感染者数)



	病床 使用率	10万人あたり 新規感染者数	10万人あたり 療養者数	新規感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
札幌市	16.9% (105床)	271.3人/週 (5322人/週)	299.9人 (5882人)	3.45	77.3%	22.3%
道央圏 (札幌市除く)	23.2% (106床)	175.9人/週 (2381人/週)	233.0人 (3154人)	2.37	58.5%	22.8%
道北圏	25.7% (78床)	78.1人/週 (461人/週)	104.5人 (617人)	1.99	31.9%	8.5%
道南圏	21.6% (45床)	120.1人/週 (502人/週)	136.1人 (569人)	4.25	33.1%	21.7%
十勝圏	26.0% (39床)	82.5人/週 (276人/週)	84.8人 (284人)	6.00	19.9%	16.1%
オホーツク圏	18.8% (22床)	74.9人/週 (205人/週)	85.9人 (235人)	3.11	36.6%	8.6%
釧路・ 根室圏	24.0% (50床)	170.0人/週 (505人/週)	185.9人 (552人)	7.01	30.1%	35.7%

※地域別の病床使用率や新規感染者数等の数値は、変動が大きくなる場合があることに留意。

## 総評

### 【医療提供体制】

○ 全道の病床使用率は21.5%となり、増加が続いている。札幌市は16.9%、札幌市以外は23.6%と、札幌市以外の地域における医療の負荷が高くなっている。

### 【感染状況】

○ 全道の新規感染者数は1月19日から1日1,000人を超える日が続いている。札幌市内の新規感染者数が半数以上を占めるものの、全ての振興局で感染確認が続くなど、全道に感染が広がっている。

○ 飲食の場面等に伴う感染事例が多く確認されているほか、医療・福祉施設や事業所、学校など様々な場面でも感染が確認されている。

○ 引き続き、30代以下の感染者が多いものの、60代以上の感染者や症状のある方の実人数が増加している。

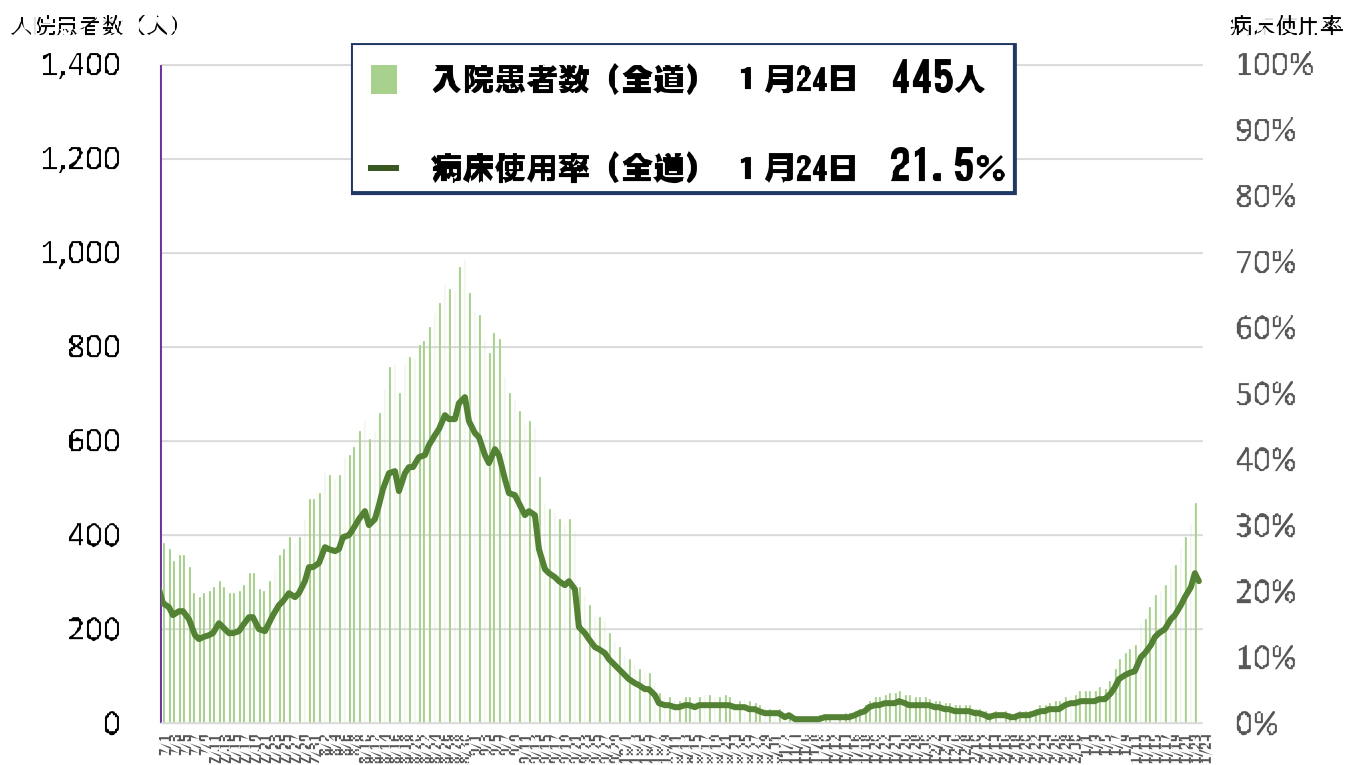
### 【今後の対策】

○ 道では、1月21日、特措法に基づき「まん延防止等重点措置」の実施を国へ要請し、1月25日、国の対策本部において、重点措置を実施すべき区域として決定される見込み。

○ 重点措置の下、全道において、感染リスクが高まる場面や行動を避けるなど、感染防止行動の徹底を図る。

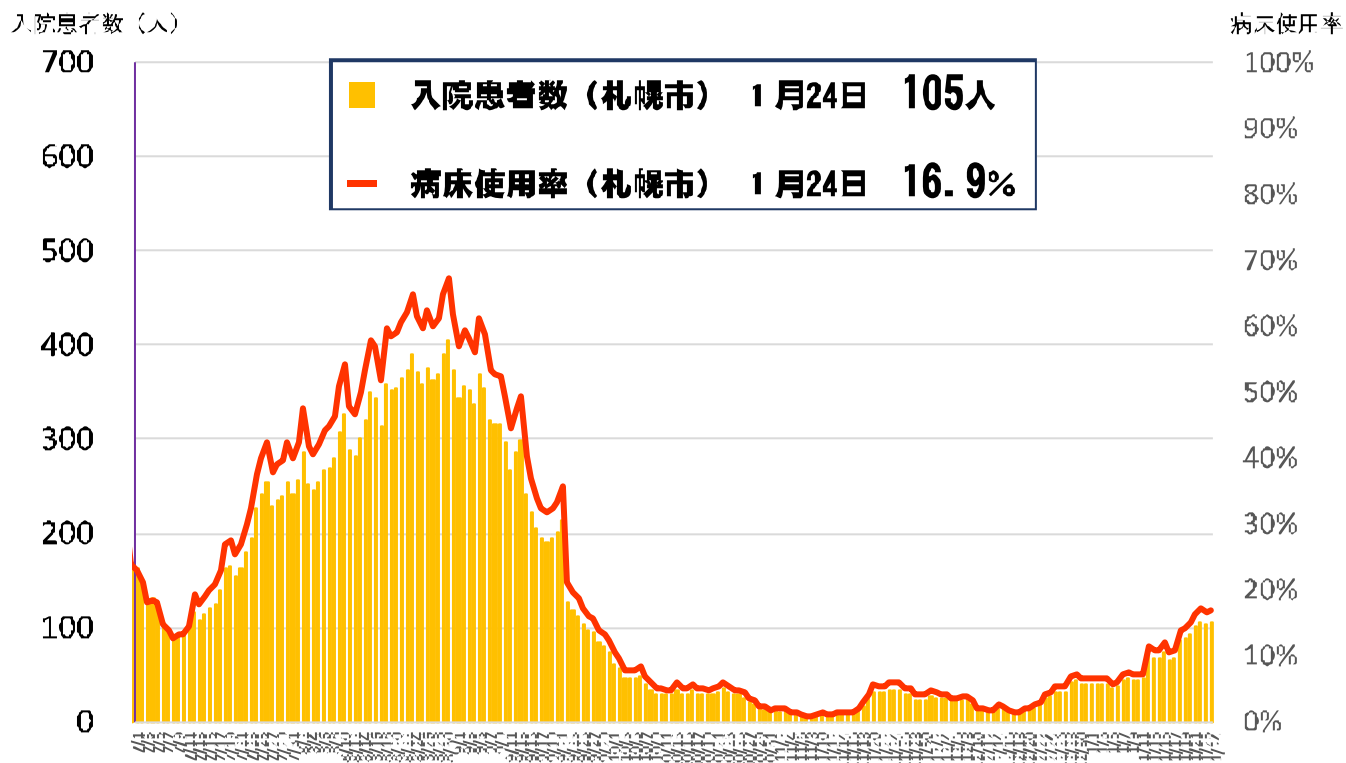
○ 急速な感染拡大に対応していくため、陽性者の療養先の迅速な決定、経口治療薬等の投与による重症化予防の徹底、疫学調査の重点化、自宅療養者の方への支援体制の強化など、必要な方を確実にかつ適切に医療機関につなげていく取組を進める。

## 入院患者数と病床使用率（全道）



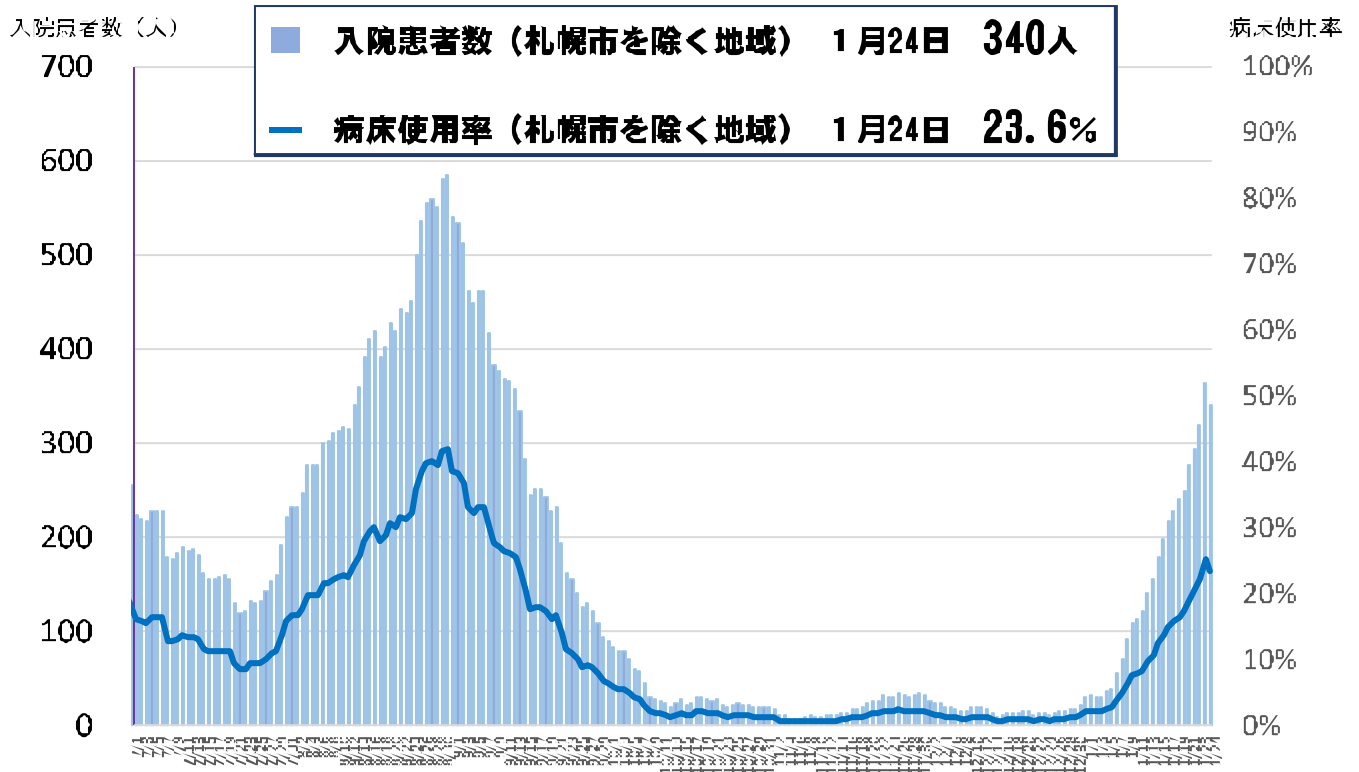
4

## 入院患者数と病床使用率（札幌市）



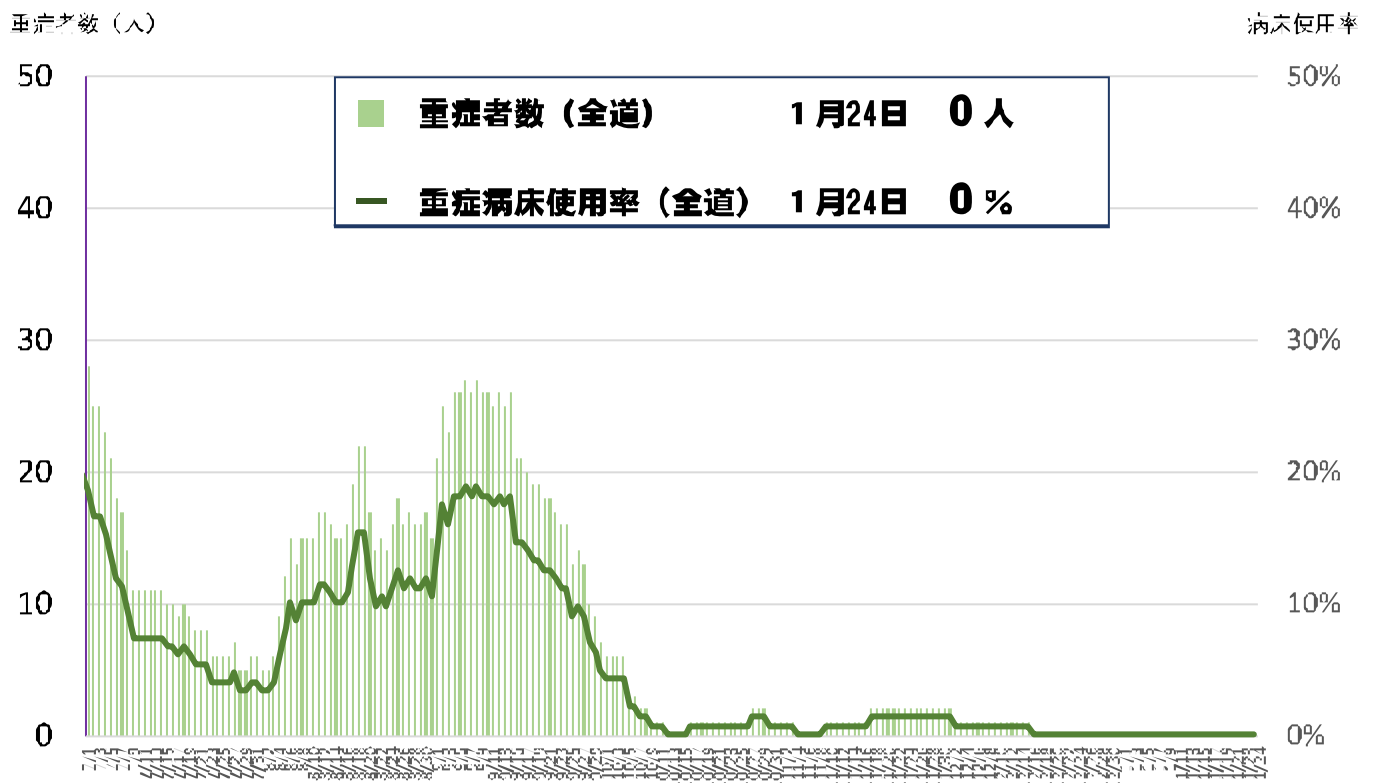
5

## 入院患者数と病床使用率（札幌市を除く地域）



6

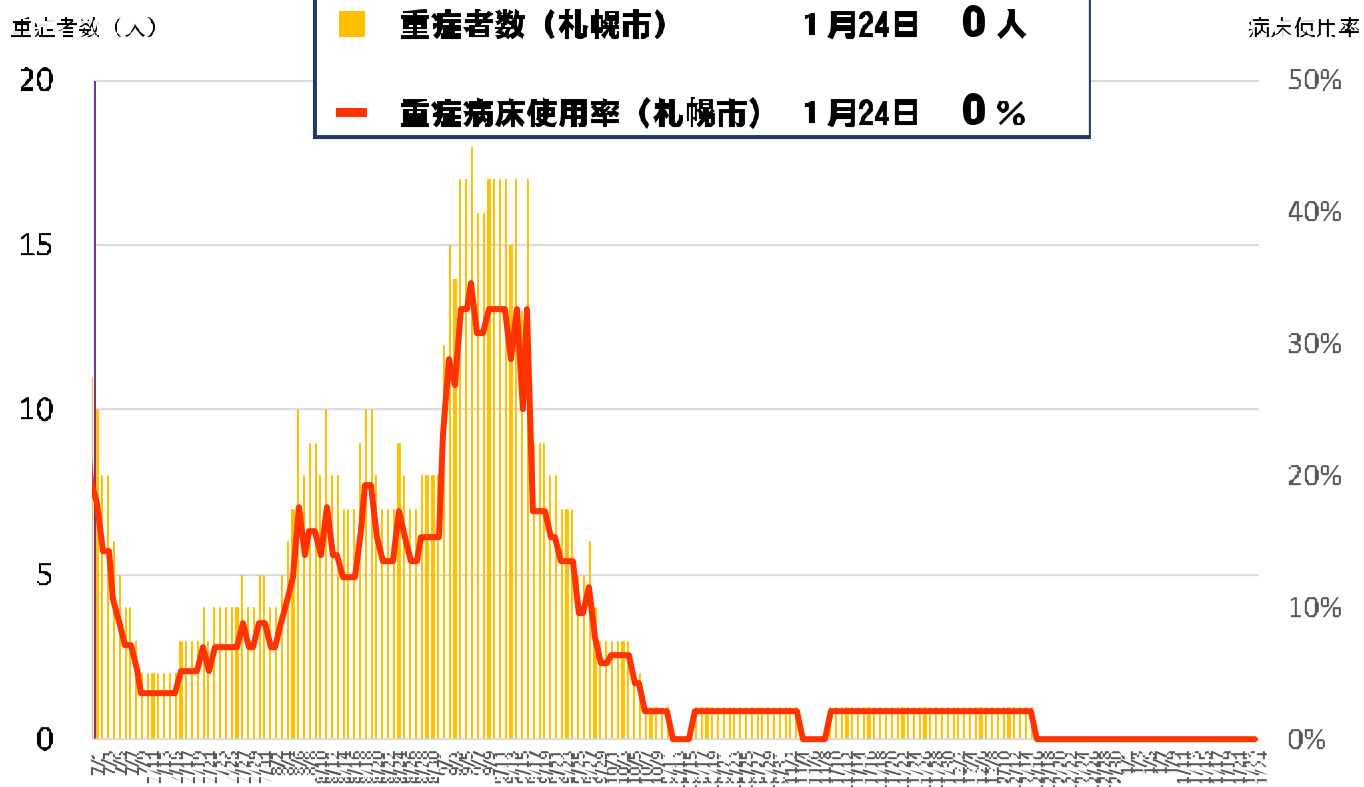
## 重症者数と重症病床使用率（全道）



7

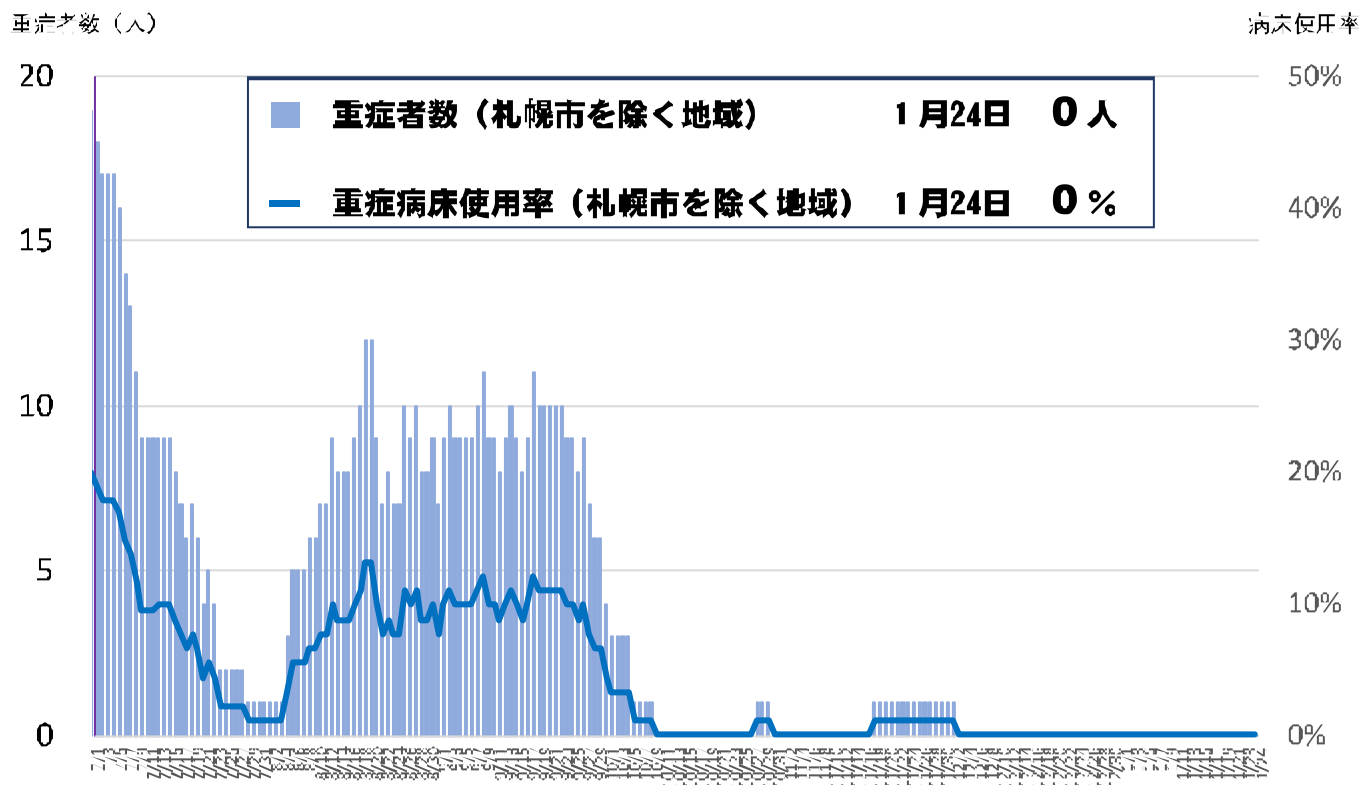


## 重症者数と重症病床使用率（札幌市）



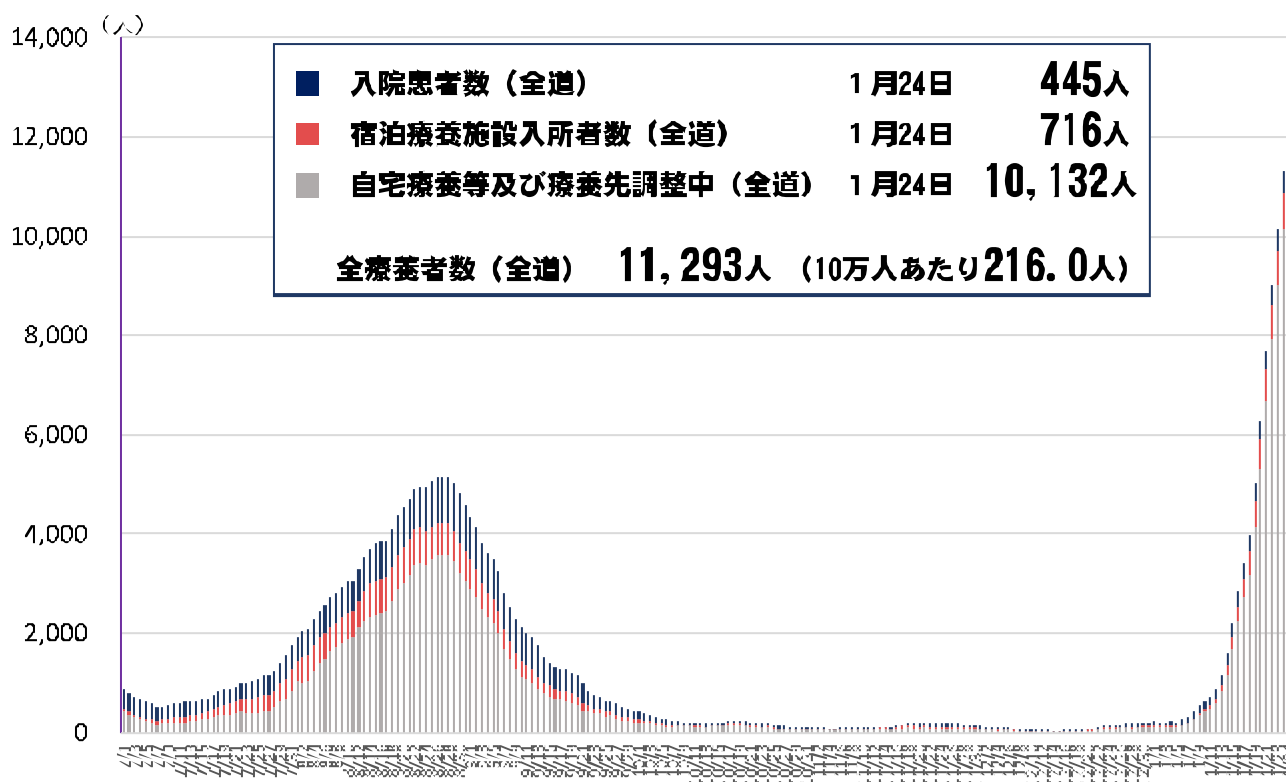
8

## 重症者数と重症病床使用率（札幌市を除く地域）



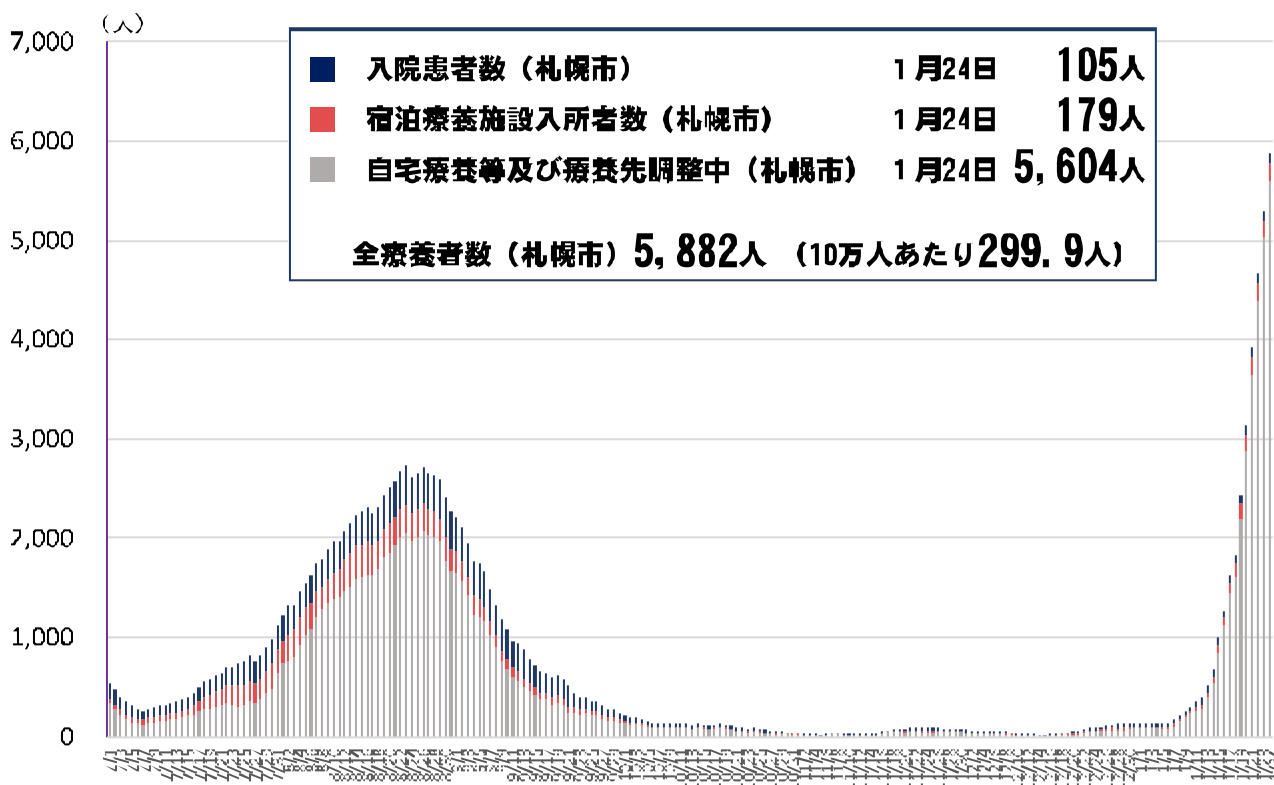
9

## 療養者数（全道）



10

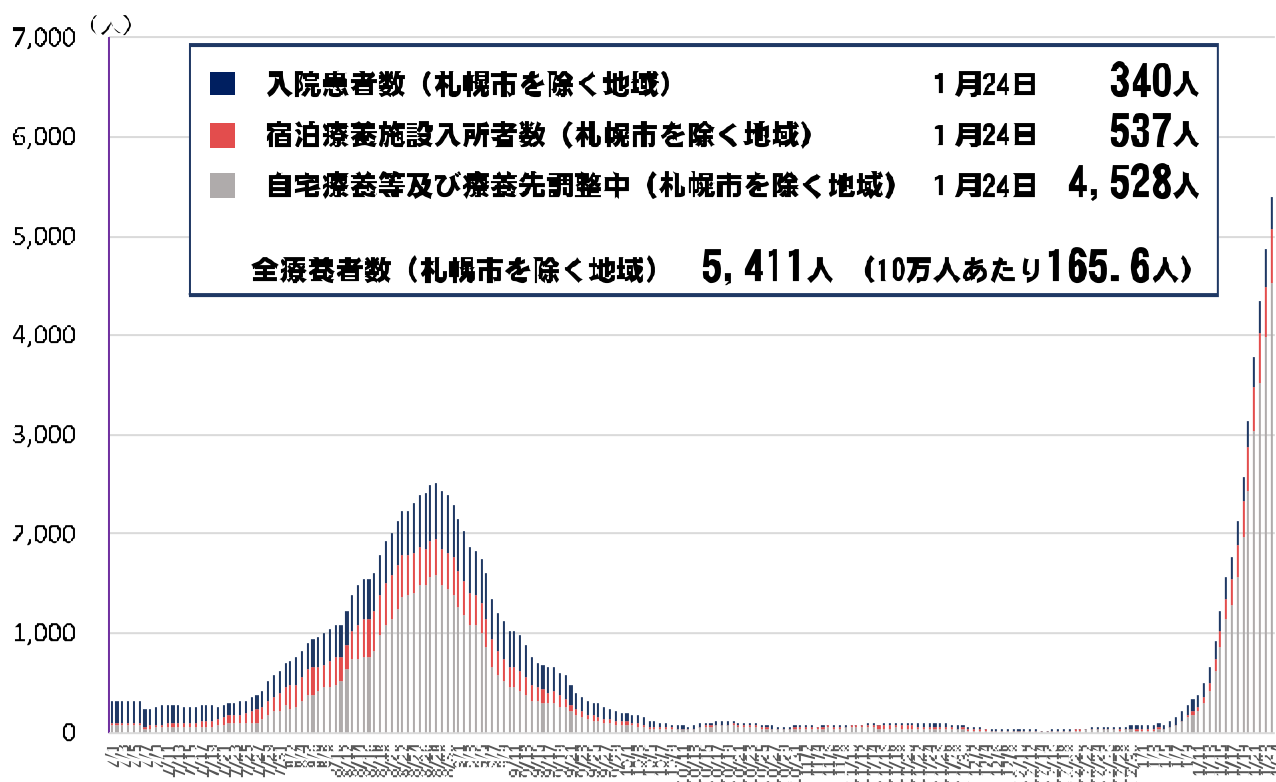
## 療養者数（札幌市）



※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

11

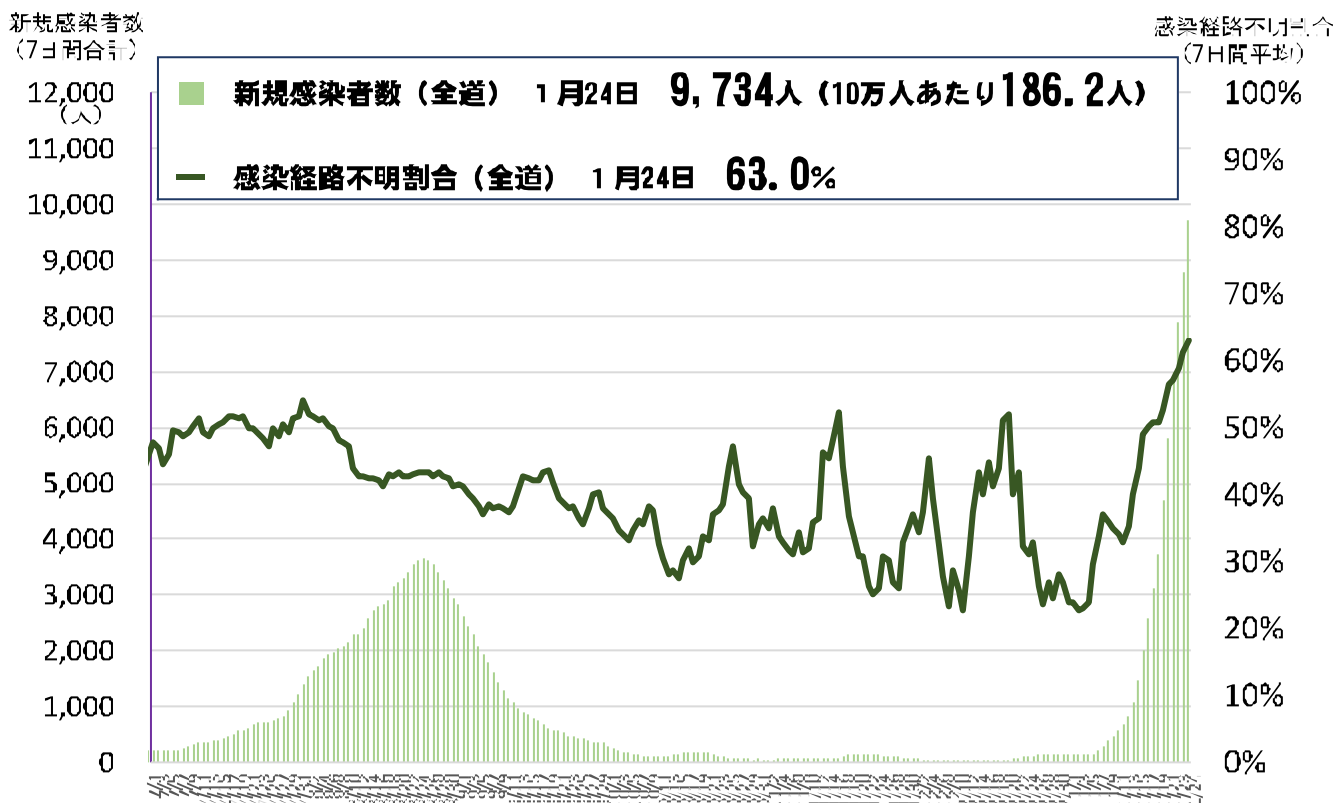
## 療養者数（札幌市を除く地域）



※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

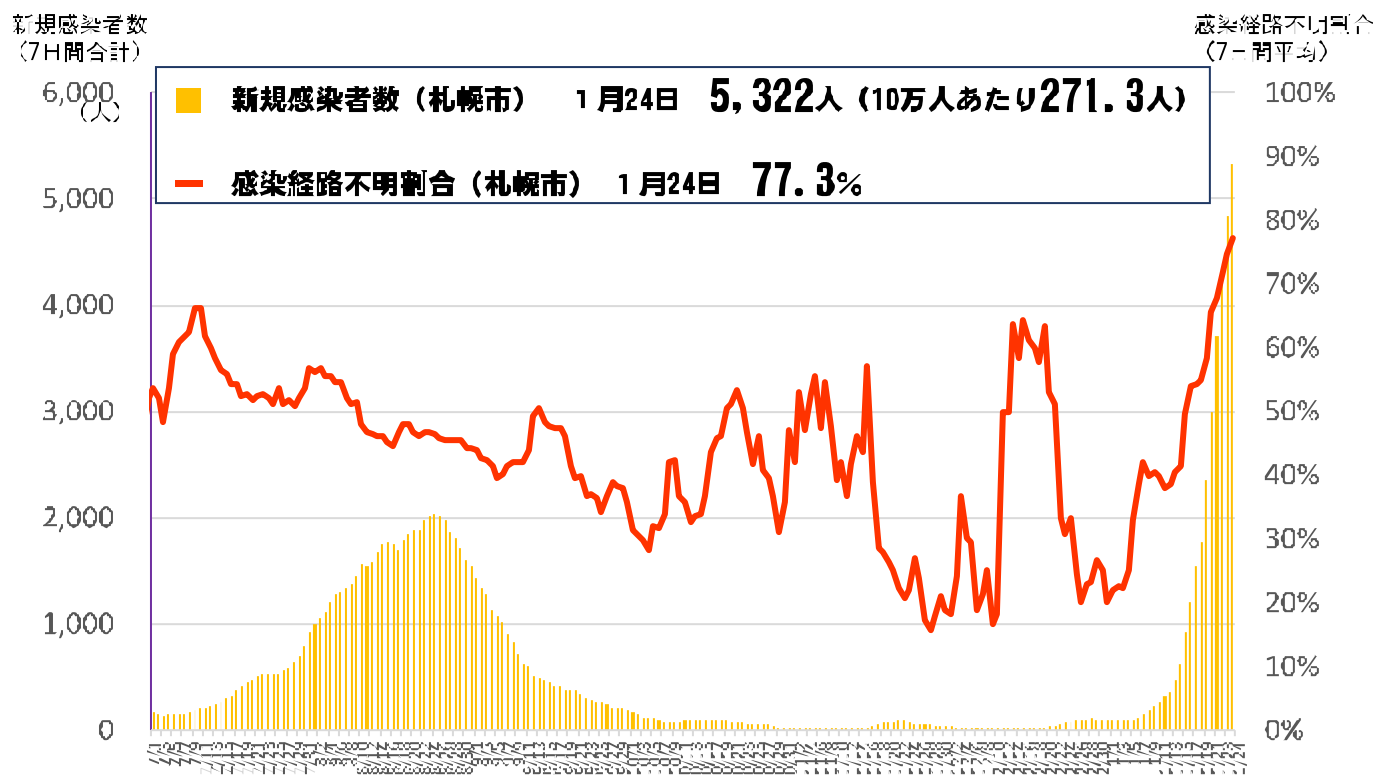
12

## 新規感染者数と感染経路不明割合（全道）



13

## 新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市）



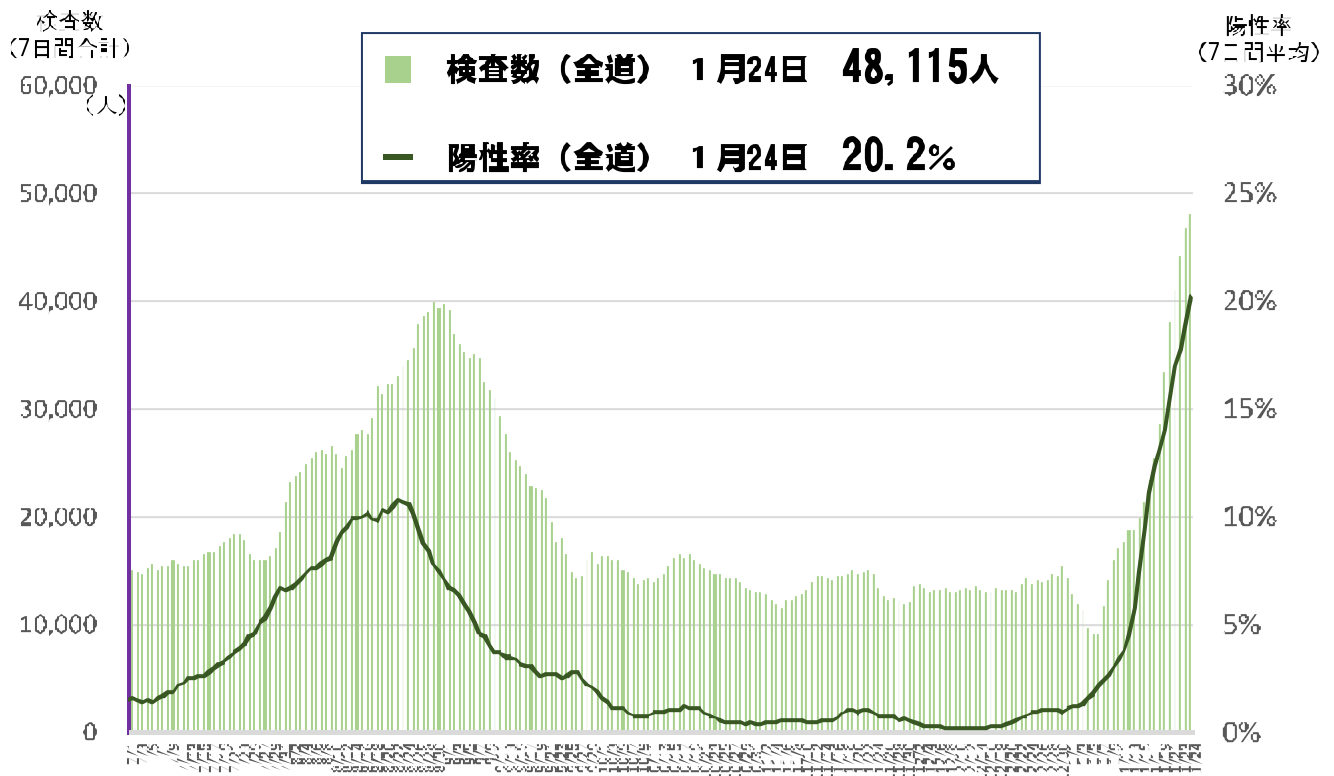
14

## 新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市を除く地域）



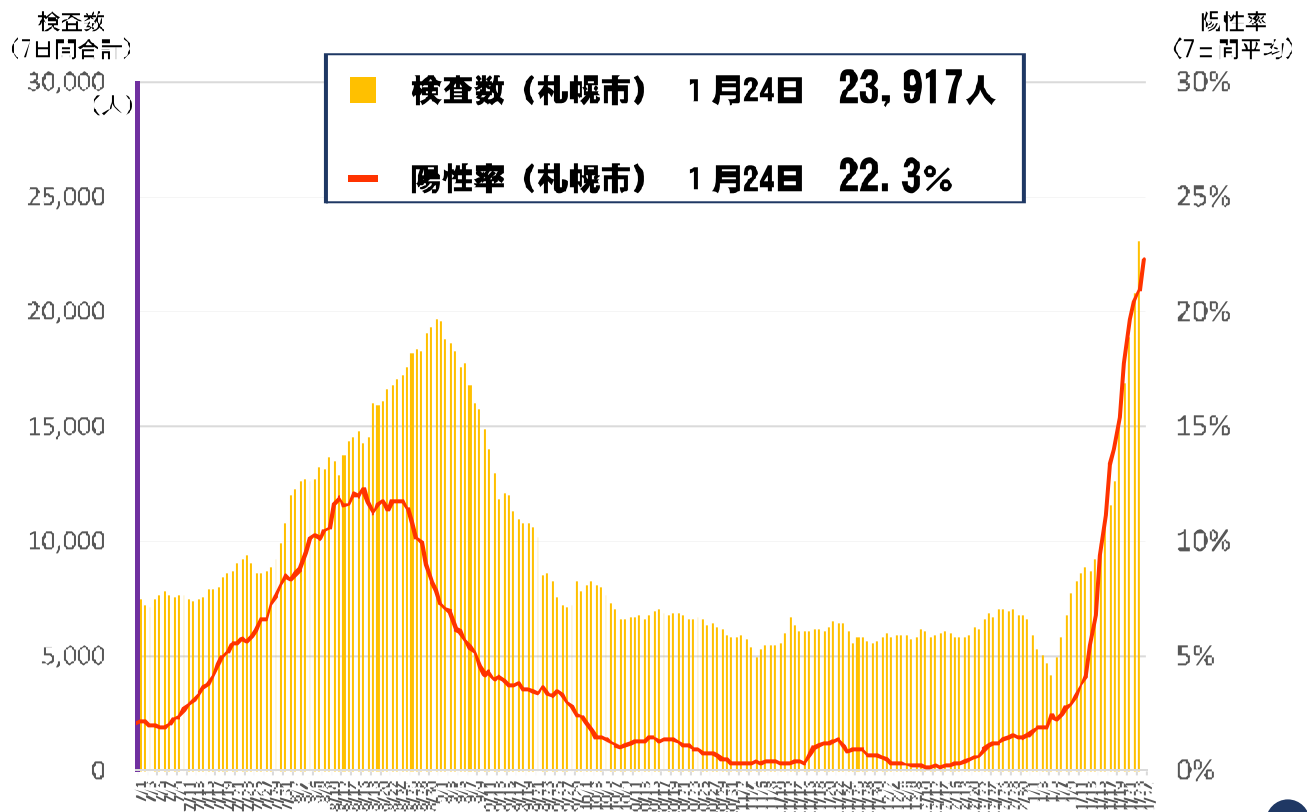
15

## 検査数と陽性率（全道）



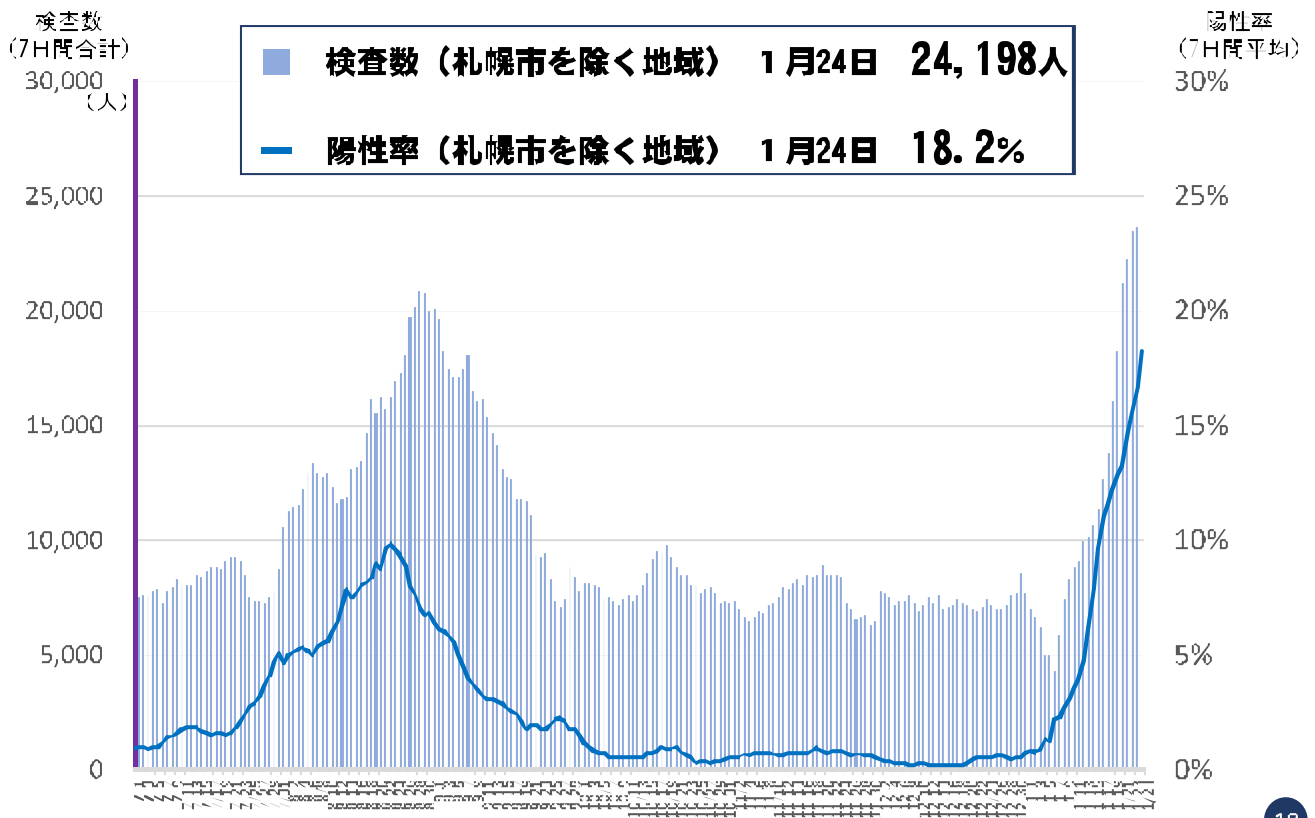
16

## 検査数と陽性率（札幌市）



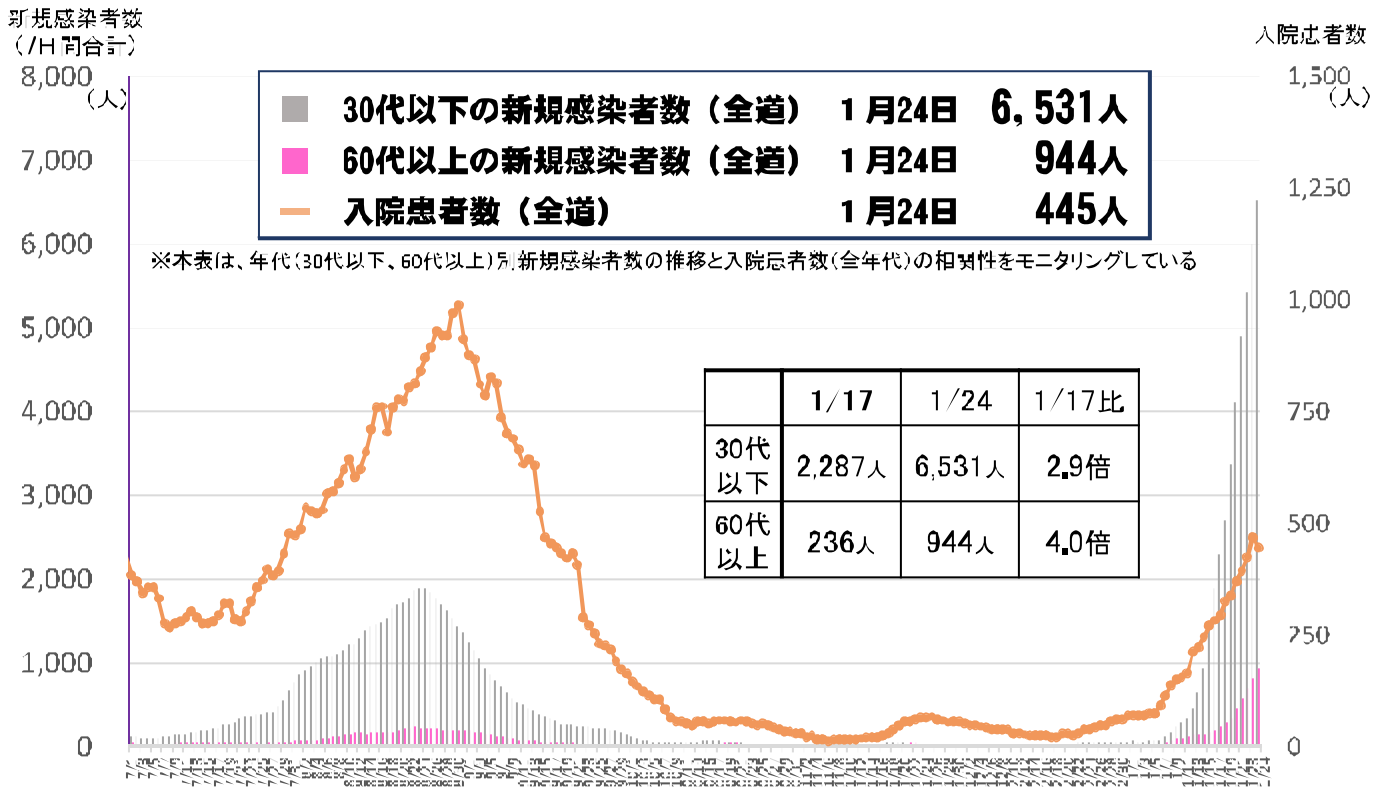
17

## 検査数と陽性率（札幌市を除く地域）



18

## 年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数（全道）



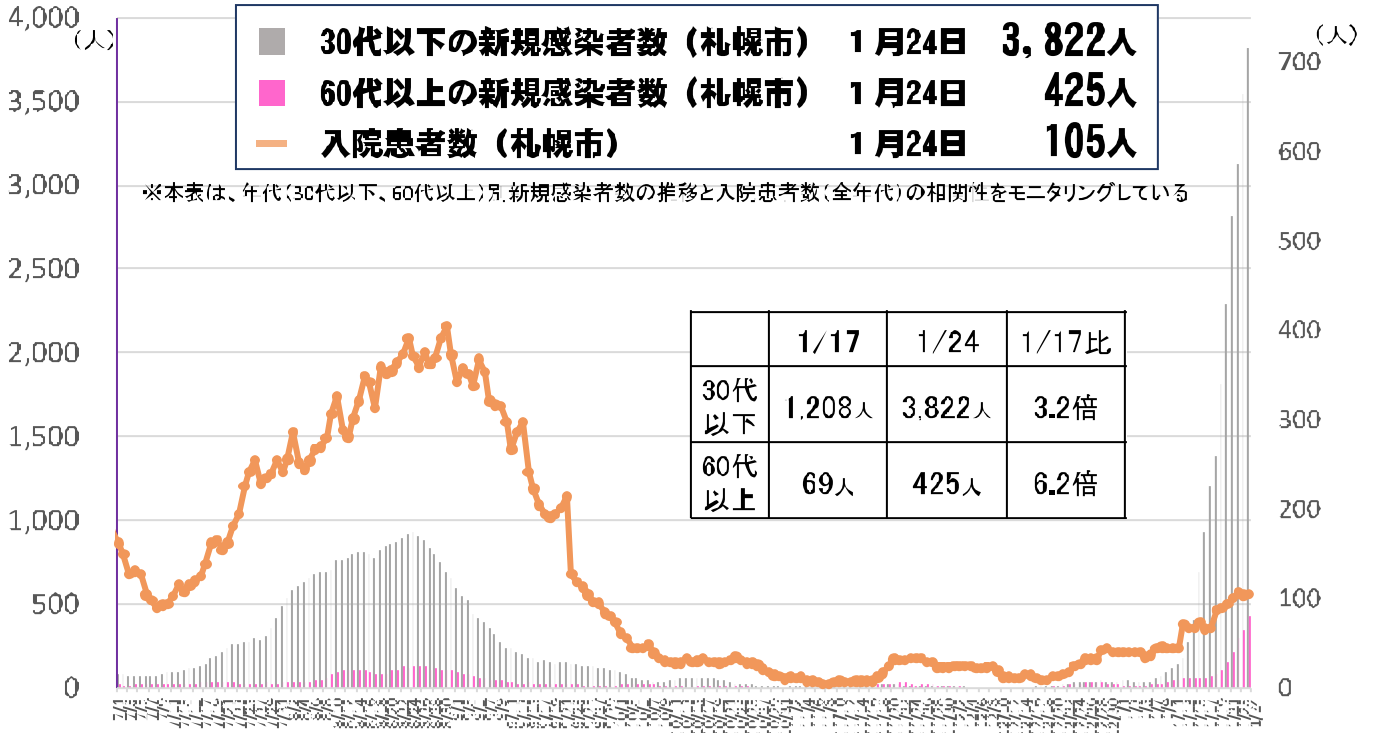
(新規感染者のうち年齢公表分を累計)

19

## 年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市)

新規感染者数  
(7日間合計)  
(人)

入院患者数  
(人)



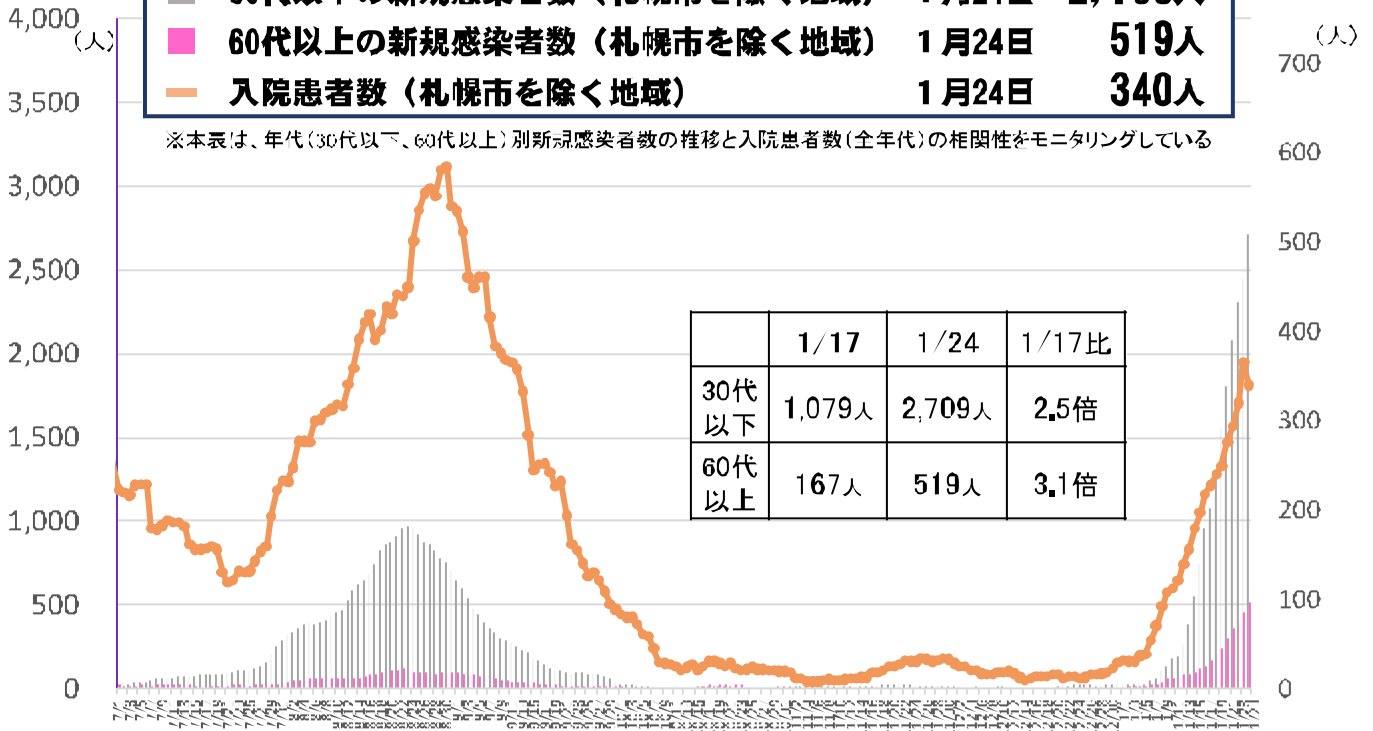
(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

20

## 年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市を除く地域)

新規感染者数  
(7日間合計)  
(人)

入院患者数  
(人)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

21

## 集団感染の発生状況(月別)

	11月			12月			1月(1/1~24)		
	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域
医療施設 福祉施設	2件 (81人)	1件 (72人)	1件 (9人)	5件 (120人)	4件 (114人)	1件 (6人)	35件 (669人)	10件 (141人)	25件 (528人)
事業所等	-	-	-	1件 (9人)	-	1件 (9人)	14件 (326人)	-	14件 (326人)
飲食店等	3件 (21人)	-	3件 (21人)	2件 (12人)	-	2件 (12人)	23件 (390人)	-	23件 (390人)
学校	1件 (9人)	-	1件 (9人)	1件 (9人)	-	1件 (9人)	10件 (164人)	1件 (20人)	9件 (144人)
合計	6件 (111人)	1件 (72人)	5件 (39人)	9件 (150人)	4件 (114人)	5件 (36人)	82件 (1549人)	11件 (161人)	71件 (1388人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。  
 ※札幌市では、「飲食店等」における集団感染事例の発生は確認されていないが、感染者の行動履歴として、飲食を伴う場面等が多数確認されている。

22

## 集団感染の発生状況(直近3週間)

	1/4~1/10			1/11~17			1/18~24		
	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域
医療施設 福祉施設	2件 (17人)	1件 (10人)	1件 (7人)	6件 (51人)	2件 (11人)	4件 (40人)	26件 (566人)	7件 (120人)	19件 (446人)
事業所等	1件 (11人)	-	1件 (11人)	5件 (48人)	-	5件 (48人)	8件 (267人)	-	8件 (267人)
飲食店等	6件 (62人)	-	6件 (62人)	13件 (301人)	-	13件 (301人)	4件 (27人)	-	4件 (27人)
学校	-	-	-	1件 (44人)	-	1件 (44人)	9件 (120人)	1件 (20人)	8件 (100人)
合計	9件 (90人)	1件 (10人)	8件 (80人)	25件 (444人)	2件 (11人)	23件 (433人)	47件 (980人)	8件 (140人)	39件 (840人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。  
 ※札幌市では、「飲食店等」における集団感染事例の発生は確認されていないが、感染者の行動履歴として、飲食を伴う場面等が多数確認されている。

23



# 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

## 1 ワクチン接種状況について(医療従事者等分を含む。1/23現在)

### <初回(1・2回目)接種の状況>

区分	1回目		2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	4,210,750	80.5%	4,143,136	79.2%
(参考) 全国	101,107,756	79.8%	99,584,387	78.6%

### <追加(3回目)接種の状況>

区分	3回目	
	接種者数	接種率
北海道	100,309	1.9%
(参考) 全国	2,363,995	1.9%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の際接種率は含まない。また、初回接種における医療従事者等及び追加接種の全国分接種者数は首相官邸HP公表値による)、実際の接種率より低い場合等があることに留意。

24

# 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

## 2 追加(3回目)接種等について

- 追加(3回目)接種に関し、国から示された道内へのワクチン供給は、概ね4月頃までの接種に対応可能であり、1月24日には、市町村ごとの配分を決定・通知した。  
また、接種の進捗状況やワクチン配送のタイミング等により、個別の市町村において一時的にワクチンが不足する場合には、道による市町村間のワクチン融通を実施する。
- 職域追加接種については、昨年12月13日から国において受付開始。道内では1月24日時点で66件の申請があった。  
また、2回目接種完了からの接種間隔が「7か月以上」に短縮され、2月21日の週から接種開始可能とされている。道としても、引き続き、各種情報提供などを含めた実施企業等の支援に努める。
- 追加(3回目)接種開始後も、新たに接種対象年齢となる方も含め、接種を希望される方については、本年9月30日まで初回(1・2回目)接種が引き続き可能。  
オミクロン株の感染拡大を踏まえ、岸田総理会見や厚労省のアドバイザーボードでも、未接種の方へのワクチン接種が勧奨されていることなどから、今後とも、希望される方が円滑に接種を受けられるよう、市町村とも連携し取り組む。
- 5歳以上11歳以下の小児への接種については、今後、国における所定の手続きを経て、3月以降に開始される見込み。  
道としては、医師会や小児科医会などの関係団体と体制整備等に係る情報共有をしているほか、各市町村における対応の検討状況等を踏まえ、地域の実情に沿った体制構築に向け、引き続き、市町村の取組を支援する。  
また、ワクチン接種に係るメリットや副作用などについて、これまで以上に接種対象者や保護者の皆様にご理解をいただくことが重要であり、イラストを活用したわかりやすいパンフレットを作成し周知を図るほか、市町村とも連携し、希望する方への接種促進等に取り組む。

25



# 北海道におけるまん延防止等重点措置(案)の概要

資料4

措置区域 全道域

期間 令和4年1月27日(木)~2月20日(日)

## 1 行動変容の要請

外出  
移動

- 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控える

飲食

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える
- 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する

## 2 飲食店等への要請

- 営業時間及び酒類提供  
〔認証店〕 ①営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで 又は  
②営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない  
〔非認証店〕 営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない
- 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする  
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
- カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

【飲食店等に対する協力金】 1月27日~2月20日まで全期間(25日間)協力  
〔認証店〕【①の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり62.5万円~187.5万円、大企業:1店舗あたり最大500万円  
【②の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり75万円~250万円、大企業:1店舗あたり最大500万円  
〔非認証店〕 中小企業・個人事業者:1店舗あたり75万円~250万円、大企業:1店舗あたり最大500万円

## 3 イベントの開催制限

- 人数上限及び収容率  
〔感染防止安全計画策定〕人数上限20,000人、収容率100%以内  
〔それ以外〕人数上限5,000人、収容率50%(大声あり)または100%(大声なし)  
※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。
- 営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで

## 4 大規模な集客施設などへの要請

- 入場者の整理などの感染防止対策を実施する
- カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

## 5 事業者への要請・協力依頼

- 在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得、時差出勤等を推進する
- 事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための準備に取り組む

## 6 公立施設

- 業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する

## 7 学校への要請

- 修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討し、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない
- 部活動は、活動を厳選し、感染対策徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する



# 北海道におけるまん延防止等重点措置 (案)

令和4年1月25日

実施内容	国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、 第2項及び同法第24条第9項による要請などを行う。
措置区域	全道域
期 間	令和4年1月27日(木)~2月20日(日)

## 【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

### 要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク※の着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※不織布マスクを推奨、以下同じ

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。(特措法第24条第9項)

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊産後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

2

## 【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

### 要請内容

(特に飲食の際は)

◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。(特措法第31条の6第2項)

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。(特措法第24条第9項)

## 【来道を検討している皆様への協力依頼】

### 協力依頼内容

◆国の基本的対処方針では、まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えるよう求められており、北海道への不要不急の移動は、極力控える。(協力依頼)

3

## 【飲食店等への要請・協力依頼】

<b>対象施設</b>	<p>【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む)</p>
<b>要請・協力依頼内容</b>	<p>【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆(1)営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時までとするか、または、          (2)営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わないこととする。  <small>※期間を過ぎて上記のいずれかを選択(当初の選択は変更不可)</small></p> <p>【上記以外の飲食店等】(特措法第31条の6第1項)</p> <p>◆営業時間は5時から20時まで、酒類提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。</p> <p>◆同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。(特措法第24条第9項)  <small>※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない。</small></p> <p>◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(風力依頼)</p> <p>※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給</p>
<p>【飲食店等に対する協力金】 1月27日～2月20日まで全期間(25日間)協力  <small>(※計1回)【①の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり62.5万円～187.5万円、大企業:1店舗あたり最大500万円          【②の場合】中小企業・個人事業者:1店舗あたり15万円～250万円、大企業:1店舗あたり最大500万円          (上記以外)中小企業・個人事業者:1店舗あたり75万円～250万円、大企業:1店舗あたり最大500万円</small></p>	

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

<b>人数上限及び収容率(※1)</b>	<p>○人数上限 5,000人</p> <p>○収容率          [100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔)          [50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)</p> <p>〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉</p> <p>○人数上限※4 20,000人</p> <p>○収容率 100%以内</p> <p>※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">特措法第24条第9項</div>
<p>※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する</p> <p>※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)</p> <p>※4 対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない</p>		
<b>要請・協力依頼内容</b>	<p>◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)</p> <p>◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)</p> <p>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</p> <p>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</p>	
<p>※ 1月28日までにチケットが販売されたイベントに限り、人数上限及び収容率等を満たさずともキャンセル不要と扱う。1月29日以降に販売開始されるチケットは人数上限及び収容率等を満たすこと。</p>		

## 【飲食店以外の施設(特に大規模な集客施設)への要請・協力依頼】

要請・協力依頼内容	施設の 種類	施設の例	要請・協力依頼内容
要請・ 協力依頼 内容	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 など物品販売業を営む店舗	<p>◆次の感染防止対策を実施する。 (特措法第31条の6第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等) など</li> </ul> <p>◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。 (協力依頼)</p>
	遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
	遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	
	サービス業	スーパー銭湯、エステサロン などサービス業を営む店舗	
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	
	博物館等	博物館、美術館 など	

## 【事業者への要請・協力依頼】

要請・ 協力依頼 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。また、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底する。(協力依頼)</li> <li>◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進する。(協力依頼)</li> <li>◆道民生活・道民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続する。(協力依頼)</li> <li>◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための準備に取り組む。(協力依頼)</li> </ul>
-------------------	---

## 【公立施設】

公立施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する。</li> </ul>
------	--



## 【学校への要請】

### 要請内容

- ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。ただし、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は、校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、学外活動等に係る感染対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)



## 北海道におけるまん延防止等重点措置（道案）等に対する主な意見

## 1 有識者・専門家の意見

## 1-①

道案に異論なし。  
オミクロン株の特性に応じて、今までとは異なる柔軟な対応策をお願いする。

## 1-②

北海道におけるまん延防止等重点措置について、各界各層への要請事項について了解した。北海道全域に広がっている感染であり、迅速な対応であったと理解する。

## 1-③

道案に異論なし。  
検査キットの不足により都道府県が実施している無料検査所の運営に支障を来しているとの報道が見られることから、利用者に対する適切な情報提供を行って頂きたい。

## 1-④

オミクロン株感染の急拡大により、当院でも職員や職員家族の感染が増え対応に苦慮している。検査キットも供給不足が予測され、早く感染のピークが過ぎることを念じている。感染対策の基本の一つは、ワクチン接種であることから、3回目のワクチン接種が可能な限り速やかに進行することを願う。

## 2 市町村・関係団体の意見

## 2-①

「積極的疫学調査の重点化」については、濃厚接触者になった場合に、行政はどのように措置するのか、また自身はどう対応すべきかなど、道民にとって重大な関心事であり、道においては、行政の対応の変更内容を丁寧に道民に情報提供するとともに、道民や事業者がとるべき対応についても、ホームページなどでの発信や、各種団体等を通じて情報を伝達するなどして、一層の周知徹底に努めていただきたい。



# 陽性となった皆様をお願いしたいこと ～陽性となった方の対応の流れ～

資料 7

- ① 職場や学校などに連絡をお願いします。
- ② 発症の前後に会った方（感染の可能性がある方）に連絡をお願いします。（同居のご家族は除きます）

②の場合

あなたが接触した〇〇さんの感染の可能性は？

① あなたはいつ発症しましたか？ 令和 年 月 日  
※無症状の場合、検査を受けた日

② ①の2日前の日付は？ 令和 年 月 日

③ 〇〇さんと最後に会った日は？ 令和 年 月 日

この日付が  
大事！

③の日付は、②よりも  
前ですか？後ですか？

前です

感染の可能性は低いです

後です

いいえ

以下の接触をしていると「感染の可能性」があります。

□ 陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離(1m程度)で15分以上会話した  
例)食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない、等

はい

〇〇さんは感染の可能性が  
あります

〇〇さんに連絡をお願いします。  
〇〇さんに、感染の可能性があることをお伝えください。

# 陽性となった皆様をお願いしたいこと

## ～陽性となった方の対応の流れ～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。親しい友人・知人など身近な方やご自身への感染を防ぐために、日ごろからの感染対策が重要です。

このリーフレットは、ご自身が「新型コロナウイルス感染症と診断された」ときに、お願いしたいことについてまとめたものです。

ご自身や大切な方の健康を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。



### Q1 新型コロナウイルス感染症と診断されたら

A1 次のとおり「感染の可能性のある方」（同居のご家族を除く）がいないか確認し、該当する方に連絡をお願いします。

- ◆ 確認する事項
  - ✓ ご自身の 検査日
  - ✓ ご自身の発病（症状が出た）した日
  - ✓ 発症した2日前から共に行動した方を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ Q2の感染の可能性のある状況に該当する方に連絡し、感染の可能性のあることを伝える

### Q2 感染の可能性のある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性者と、感染可能期間中（発症した2日前から入院や自宅待機開始までの期間）に、マスクをしないで（アゴにずらして）会話をした人です。
- ◆ 口元は「対面で話す」、距離は「1メートル以内」、時間は「15分以上」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染の可能性があると考えましょう。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsr/9357-2019-ncov-02.html>

# 「知人が陽性」その時どうする？

～新型コロナウイルス感染症への備え～

## 知人が陽性者に！感染の可能性は？

① 陽性者はいつ発症しましたか？ 令和 年 月 日  
※無症状の場合、検査を受けた日

② ①の2日前の日付は？ 令和 年 月 日

③ 陽性者と最後に会った日は？ 令和 年 月 日

この日付が大事！

③の日付は、②よりも前ですか？後ですか？

前です

感染の可能性は低いです

後です

いいえ

以下の接触をしていると「感染の可能性」があります。

□ 陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離(1m程度)で15分以上会話した例)食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない、等

はい

感染の可能性ががあります

ご自身で健康観察を行ってください。

- ・1日2回、体温を測り健康状態を確認  
→「健康セルフチェック票」をご活用ください
- ・仕事を含めた不要不急の外出は控える
- ・他の人との接触をしないようにする

最後に会った日+10日

健康観察終了日 令和 年 月 日

症状がある場合は……

健康観察期間中に症状が出た場合も同様です

①かかりつけ医にご相談ください

受診する際には、事前に電話し、「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。受診にかかる費用は医療機関にご確認ください。

②かかりつけ医がない場合は、次のいずれかに電話相談ください。

- ・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター  
☎0120-501-507 (24時間)
- ・最寄りの診療・検査医療機関



診療・検査医療機関  
北海道ホームページ

○抗原検査キットを使うときは？

薬局等で「医療用」として販売されているものを使いましょう。「陽性・高リスク」と判定された場合、①・②の対応をお願いします。なお、無症状者の使用は推奨されていません。

検査を受けて陰性であったとしても、10日間の健康観察や外出自粛をお願いします。

# 「知人が陽性」その時どうする？

## ～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。親しい友人・知人など身近な方が感染したとしても、自身への感染を防ぐために、口ごもからの感染対策が重要です。

このリーフレットは、身近な方から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったときに、道民の皆さまが行うことについてまとめたものです。

ご自身や大切な方の健康を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。



Q1 知人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、陽性者に確認してください。

- ◆ 陽性者に確認する事項
  - ✓ 検査日
  - ✓ 発病（症状が出た）した日
  - ✓ 発病した2日前から**共に行動した日**を確認する。 ※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ ご自身の体調を確認し症状がある場合は受診する。
- ◆ 感染の可能性がある状況か確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性者と、感染可能期間中（発病した2日前から入院や自宅待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は「**対面で話す**」、距離は「**1メートル以内**」、時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染の可能性があると考えましょう。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/ri/d/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-dsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 「陽性者」にならないためには？

A3 次のことに注意しましょう。

陽性者となると、外出自粛など社会活動が大きく制限されてしまいます。日ごろから感染対策を行い、新型コロナウイルス感染症を予防しましょう。

1. 換気の徹底
2. 手洗い・手指消毒
3. マスクは正しく着用
4. 友人などと集まりたい時は、オンラインで行うなど工夫を
5. 体調不良時は仕事や学校を休む
6. 食事、おやつ、歯磨きなど、マスクを外す場面では会話をしないなど、**飛沫に注意**
7. 目や鼻など首から上を触らない



# 用語説明と

# 全体の流れ

北海道

## 用語説明①

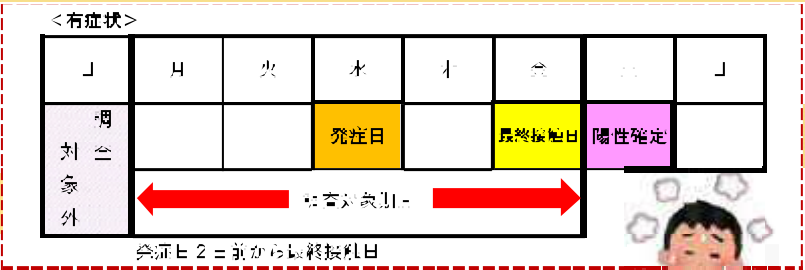


用語	定義
陽性者	新型コロナウイルスの陽性判定を受けた方。
接触者	陽性者の調査対象期間（次ページ参照）中に、陽性者と何らかの接触があった方。
感染の可能性がある方	長時間または適切な感染防止策を取らないまま、陽性者と接触があった方。
健康観察（期間）	「感染の可能性がある方」になった際に、体調変化に留意していただく期間。 陽性者との最終接触日の翌日から10日間の外出自粛と、1日2回の体温測定と体調管理を行っていただきます。

# 用語説明②

## 「調査対象期間」について

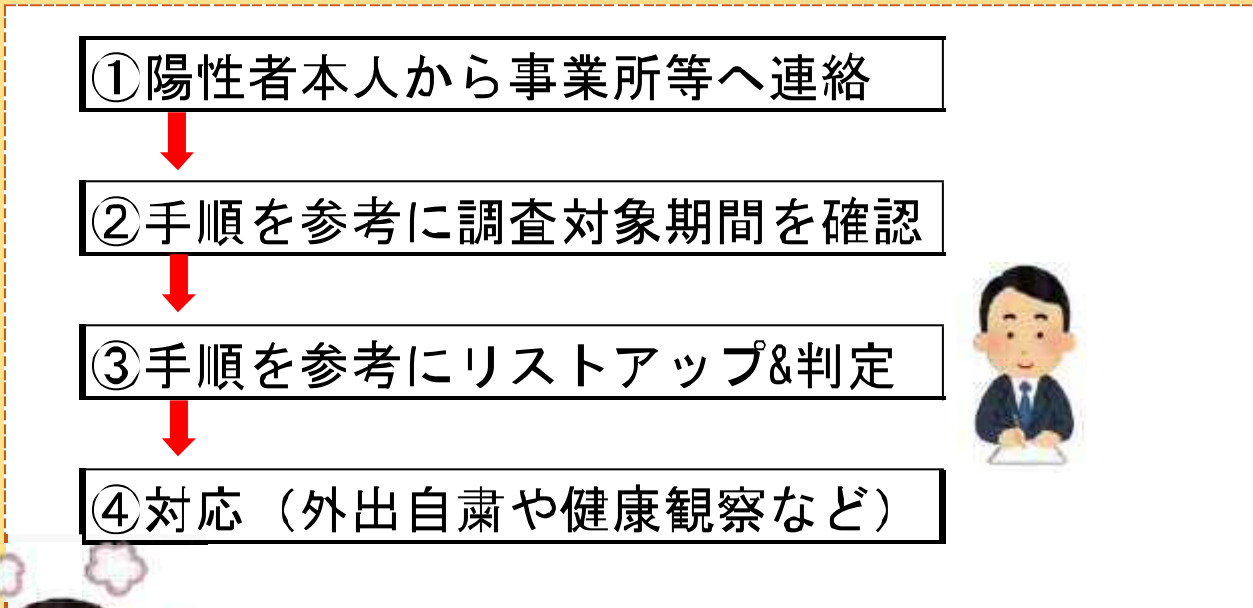
①陽性者が有症状の場合  
陽性者の発症日2日前から最終接触日までの期間



②陽性者が無症状の場合  
陽性者の検体採取日2日前から最終接触日までの期間



# 全体の流れ



体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、**かかりつけ医**または**北海道新型コロナ健康相談センター**（0120-501-507）へご連絡ください。

# 接触者の リストアップ と対応方法

## 【事業所編】

北海道

### 手順① 事前準備

#### 事前準備

1. 陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認
2. 調査対象期間（発症日2日前～最終出勤日）を確認。  
その間の出勤日を確認

## 手順② 接触者のリストアップ

### 状況

陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）で、必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）で15分以上の接触があった状態。



### リストアップの基準

会話



飲食



喫煙



換気の悪い室内で空間を共有



休憩室で寝具を共有

車に同乗

上記状況下で、陽性者と左記の接触が1つでもあった方をリストアップ

⇒「感染の可能性のある方」

## 手順③ 接触者への対応方法

前ページでリストアップされた方は、「**感染の可能性のある方**」です。

対象者には外出自粛や健康観察（10日間）のご協力を事業者側からお願いしてください。

上記以外の方も、陽性者と接触した日から10日間は健康に気を付けてください。

体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、**かかりつけ医**または**北海道新型コロナ健康相談センター（0120-501-507）**へご連絡ください。



# 接触者の リストアップ と対応方法

## 【学校編】

北海道

### 手順① 事前準備

#### 事前準備

1. 陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認
2. 調査対象期間（発症日2日前～最終登校日）を確認。  
その間の登校日を確認

## 手順②-1 接触者のリストアップと対応方法

### 陽性者がマスクをしていなかった場合

#### リストアップの基準&リスク判定

- ①陽性者と同じクラスのマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②陽性者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③陽性者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ④陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、教職員  
(狭い部屋で部活動を実施した など)
- ⑤その他 (上記以外で陽性者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

上記に1つでもあてはまる人はリストアップしてください

リストアップされた方は、「感染の可能性がある方」です。

対象者に外出自粛や健康観察(10日間)のご協力を学校側からお願いしてください。

上記以外の方も、陽性者と接触した日から10日間は健康に気を付けてください。



体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、**かかりつけ医または北海道新型コロナ健康相談センター(0120-501-507)へご連絡ください。**

## 手順②-2 接触者のリストアップと対応方法

### 陽性者がマスクをしていた場合

#### リストアップの基準&リスク判定

- ①陽性者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②陽性者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③その他 (上記以外で陽性者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

上記に1つでもあてはまる人はリストアップしてください

リストアップされた方は、「感染の可能性がある方」です。

対象者に外出自粛や健康観察(10日間)のご協力を学校側からお願いしてください。

上記以外の方も、陽性者と接触した日から10日間は健康に気を付けてください。



体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、**かかりつけ医または北海道新型コロナ健康相談センター(0120-501-507)へご連絡ください。**

## オミクロン株への対応

◎ 保健所の積極的疫学調査の重点化により、陽性者の同居者は従前どおり調査対象とされているものの、陽性者の同居者以外の方（クラスメイト、一緒に食事をした友人等）が、当面の間調査対象外となります。



◎ 保健所の積極的疫学調査の重点化に伴い、学校で1人でも陽性者が確認された場合は、感染拡大を防止する観点で幅広く学級閉鎖等を行います。

※感染の状況等に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等の対応を検討します。

ただし、陽性者と同じテーブルで食事をしていた場合など、「感染の可能性のある者」をリストアップできる場合は、国のガイドラインに基づき、

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の陽性が判明した場合
- ②陽性者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の陽性者が判明し、「感染の可能性のある者」が複数存在する場合など、学級閉鎖等を行います。



### 保護者のみなさまにお願いします。

保健所の積極的疫学調査の代わりに、学校は陽性者の聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認し、発症日の2日前以降の接触状況に応じて幅広く臨時休業の範囲等を決定しますので、次の点について、ご協力をお願いします。

- お子様が発症となった場合や、PCR等検査を受けることとなった場合、必ず学校に連絡をお願いします。  
※ PCR等検査は、医師や保健所の指示による行政検査を指しています。民間の検査や保険適用外の検査は含みません。
- お子様が発症となった場合は、校外活動で接触のあった友人等のご家庭に連絡をお願いします。



また、学校は、陽性者の接触者のリストアップをすることがありますので、学校の対応にご協力をお願いします。





令和4年(2022年)1月●日

各関係団体の皆様

北海道知事 鈴木 直道

BCPの点検・策定など事業継続に向けた準備等について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、本道は●月●日に国によりまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたところであり、道としては、本日付けで「北海道におけるまん延防止等重点措置」の実施を決定し、その中で事業者の皆様には、「事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画（BCP）の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための準備に取り組む」ことについて協力を依頼しました。

これまで道では、BCPの策定促進、テレワークの普及・定着に取り組み、関係団体の皆様におかれましても、その普及に向け、ご協力をいただいているところですが、今般、改めて、傘下の団体及び会員企業、個別事業者の皆様の事業の継続に向け、より多くの事業者の皆様がテレワークの導入を含め、BCPの点検・策定など事業継続に支障が起きないための準備に取り組んでいただけるよう、次の資料を活用するなどして周知、働きかけにご協力くださいますようお願いいたします。

記

&lt;送付資料&gt;

- ・中小企業の事業継続計画（BCP）について
- ・テレワーク環境整備加速化補助金について

経済部地域経済局中小企業課経営支援係

電話：011-204-5331（BCP関連）

経済部労働政策局雇用労働課働き方改革推進室就業環境係

電話：011-204-5351（テレワーク関連）



## ○事業継続計画（「BCP」Business Continuity Plan）とは

感染症や災害等の発生時においても、事業活動への被害を最小限に抑え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における企業存続のための方法、手段などを取り決めておく計画

（参考）道内中小企業のBCP策定率

道内企業のBCP策定率は**13.5%** ←全国水準（**14.7%**）を下回る策定率

【出典】（株）帝国データバンク調査(2021年6月)

## ○BCP 策定の必要性

感染症等の発生時においても、顧客からは平時と同様な対応が求められ、顧客ニーズを満たすためには、

- ① 何が起きたのか  
(自社の被害や災害による自社への影響)
- ② 何が足りないのか(人、モノ、資金、情報)
- ③ 何をいつまでにしなければならないのか

を短時間で迅速に把握し、スピードある対応を行う必要がある。

活用できる経営資源が限定される緊急時、BCPを策定し、それを遂行することで復旧度合い、スピードには大きな差が現れる(右図)。



## ○BCP 策定・運用による効果

BCPを策定し運用していくことにより危機対応能力の向上に加え、取引先との関係強化や経営の効率化等、企業 価値の向上につながるというメリットもある。



## ○BCP策定に向けて

### ◇国の計画認定制度

#### 事業継続力強化計画

- ・検討項目が簡略化された取り組みやすい制度で、経済産業大臣の認定を受けることで、税制優遇やものづくり補助金の加点などの支援を受けることができる。

<https://www.et.isho.meti.go.jp/sale/ante/bc-usai/keikokuryoku.htm>

### ◇道の支援メニュー

#### 策定支援セミナー

- ・道内中小企業の事業継続力の強化を後押しするためのセミナー
  - R4.1.27 11:00~15:30(オンライン開催)
  - 以降の開催予定については下記ホームページでお知らせします。
- 北海道HP 中小企業のBCP（事業継続計画）について  
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cis/about\\_bcpl.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cis/about_bcpl.html)

#### 中小企業総合振興資金（防災・減災貸付）

- ・BCP又は事業継続力強化計画を策定した中小企業者等が、その計画に基づき、設備の改修、整備等に取り組む際に活用可能な融資制度
- 北海道HP 中小企業総合振興資金のメニュー  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cis/ky/yushu/27C&shikimenu.html>

#### 北海道版BCP策定の手引

- ・北海道特有の自然災害等の発生を想定したBCP策定の手引
- ・実際にBCPを策定した道内の6事例を紹介



北海道HP 北海道版 BCP策定の手引  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/cis/bcp-guidance.html>

#### 専門家派遣事業

- ・新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業者の皆さまを対象とした無料の専門家派遣事業



新型コロナウイルス感染症で中小、小規模企業経営者総合支援事業  
<https://www.suisan-bike.com/colors/>

# 事業継続に支障がおきないように準備しよう！

- 以下のチェック項目や空欄を検討することにより、コロナ感染症対策としての事業継続計画の基本要素が作成できます（業種・業態により加除して下さい）。
- BCP策定までに至らなくても、以下についてあらかじめ確認・整理し、事業継続に向けた準備をしておくことが重要です。

## ① 基本方針を決める

- ┆ 経営を維持する
- ┆ 顧客の信用を守る
- ┆ 供給責任を果たす
- ┆ 従業員の雇用を守る
- ┆ そのほか〔 〕
- 優先的に継続させる商品やサービスを決める
- 〔 〕



## ② 起こりうることを考える

- ┆ 罹患等による従業員の出勤停止
- ┆ 罹患等した従業員の濃厚接触者の出勤停止
- ┆ 取引先の事業停止等による部品・原材料など仕入れの調達困難
- ┆ 自社の事業活動の停止
- ┆ 運転資金の枯渇
- ┆ そのほか〔 〕



## ③ 事前の対策を考える

- 日常的な従業員の体調などの確認方法
- 〔 〕
- 感染リスクの低減に向けたテレワーク、時差出勤など勤務体制
- 〔 〕
- 感染が確認された従業員の状況確認のルール・手段
- 〔 〕
- 感染者が出た際の消声、濃厚接触者への対応方法
- 〔 〕
- 感染者等の職場復帰のルール
- 〔 〕
- 出勤停止等従業員の業務引継ぎ・代替方法（外部からの確保を含む）
- 〔 〕
- 部品・原材料等仕入れの代替手段
- 〔 〕
- サービス形態の変更
- 〔 〕
- 事業停止時等における顧客や取引先などへの情報発信・情報収集
- 〔 〕
- 運転資金の把握・確保
- 〔 〕
- そのほか〔 〕



## ④ 緊急時の体制を決める

- 統括責任者〔 〕
- 代理責任者①〔 〕
- 代理責任者②〔 〕

最大

60万

補助率3/4以内

# テレワークに必要な PC等を補助します

[ テレワーク環境整備加速化補助金 ]

申請期間（3次募集）令和4年1月18日～2月18日

（申請額が道の予算額を超える場合は、期間中でも受付を締め切ることになります。）

## 補助対象者

- 札幌市を除く道内に本社及び事業所を有する  
中小企業者等
- 医療法人、社会福祉法人、学校法人なども対象です。
- ※常時雇用する労働者を2名以上、6カ月以上雇用 等

## 補助率等

補助率	上限額
3/4 以内	60万円 対象経費上限額 80万円

## 補助対象事業・補助金支給要件

### 補助対象事業

就業規則の改正または労働協約の作成・変更  
外部専門家によるコンサルティング  
労務管理担当者・労働者に対する研修  
テレワーク用通信機器の導入・運用

### 補助金支給要件

就業規則の改正または労働協約の作成・変更  
月2日以上（端末1台当たり）のテレワーク実施  
テレワークの活用を含めた事業継続計画(BCP)の策定  
ホワイト・テレワーク・デイズ2021への参加  
令和4年度末までのテレワーク継続実施の誓約

## 活用例



外回りの多いケアマネージャーにタブレットを支給しリモートワーク

など、医療福祉業、建設業、飲食業…多様な業種でご活用の実績あり



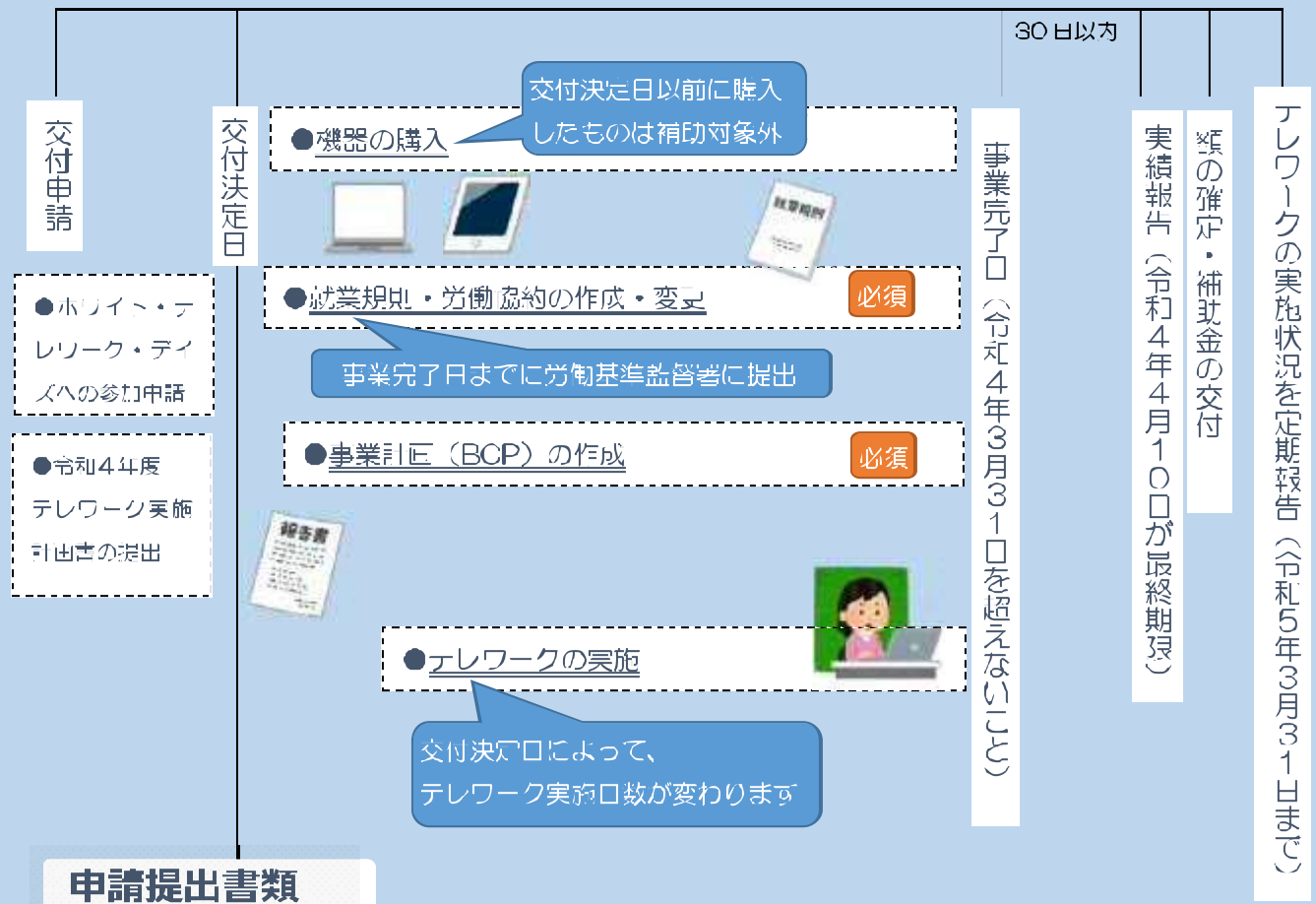
## 申請方法

- 紙申請（簡易書留、レターパック）と電子申請の両方が必要です。
- 申請様式は道HPからダウンロードしてください。

テレワーク 北海道

各(総合)振興局に「申請サポート窓口」を開設しています。所在地・電話番号等はHPでご確認ください。

# 申請から補助金交付までの流れ



## 申請提出書類

	提出書類		提出書類
二	交付申請書	二	道税 (個人道民税及び地方消費税を除く。) を滞納している者でないことを確認できる書類
二	就業規則	二	導入しようとする製品のカタログ、見積書等
一	労働協約	一	ホワイト・テレワーク・デイズへの参加申請
二	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	二	令和4年度テレワーク実施計画書
一	開業届の写し	一	誓約書
一	札幌市を除く道内の事業所に常時雇用する労働者を2名以上、かつ交付申請時点において6ヶ月以上継続して雇用していることを確認できる書類		

## 〈お問い合わせ先〉

北海道経済部  
労働政策局雇用労政課  
働き方改革推進室  
テレワーク支援班

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL : 011-204-5354  
FAX : 011-232-1038  
MAIL : kaizai.korouf@pref.hokkaido.lg.jp



# 後志管内における感染防止対策の取組について

資料10

## 管内の感染状況等

- 感染状況 ⇒ 1月以降、**急速に拡大**
- 集団感染事例（主なもの）
  - ・ 成人式前後の飲食に伴うもの **46**人
  - ・ 保育施設（保育所・学童保育等） **28**人

	1/2～1/8	1/9～1/15	1/16～1/22
小樽市	1	68	190
町 村	1	27	136
計	2	95	326

▲ 後志管内の遅ごと（1月以降）の感染者発生への推移

## まん延防止等重点措置の適用に向けた対応

- ◆ 保健所の体制支援
- ◆ 庁内各課による応援体制の拡充（患者搬送、検体搬送、英語を話せる職員による疫学調査等）
- ◆ 自宅療養者の健康観察の対応  
パルスオキシメーター等の配付、**町村や医療機関・薬局との連携**
- ◆ 第三者認証制度の取得促進
  - ・ 行事の挨拶での依頼、認証率の低い地域の商工団体を**戸別訪問**
  - ・ **関係市町村長との連名**で、感染防止行動の実践と併せて**関係団体に通知**
  - ・ 営業許可申請者へのチラシ配布、職員から利用店への働きかけ
- ◆ 感染防止行動等の周知啓発
  - ・ 各市町村長、教育委員会に感染防止行動の再徹底等を依頼（1/20 発出）
  - ・ **小樽市・町村会との連名**で、住民向け啓発ポスター・チラシの作成  
（市町村・経済団体に配布、ホームページ、SNSで発信）
- ◆ 小樽市における独自の取組
  - ・ 市主催の行事・イベント ⇒ **中止又は延期等**
  - ・ 市有施設（体育館、市民会館など） ⇒ **一部利用制限**



▲ 啓発チラシ





# 根室管内における感染防止対策の取組について

資料11

## ○ 感染状況

	1/4～10	1/11～17	1/18～24
1週間当たり新規感染者数	3人	5人	121人
10万人当たり新規感染者数/週	4.1人	6.9人	166.3人

過去最多

集団感染 保育施設 (1/18公表、14人感染)、水産関連事業所 (1/20公表、35人感染)

## ○ まん延防止等重点措置の適用に向けた対応状況

### ■ 保健所体制確保の取組

- ・ 感染者対応業務のため職員派遣

振興局各課、出先機関から保健所や釧路の宿泊療養施設に職員派遣

### ■ 感染拡大防止の取組

- ・ 管内市町長との意見交換会開催 (1/21)  
市町の感染状況及び対策等を情報交換し、共同メッセージ発出を決定
- ・ 管内市町長との共同メッセージ発出 (まん延防止等重点措置適用日)  
振興局長と管内市町長との連名で住民・各種団体向けに協力要請

### ■ その他

PCR等無料検査登録事業所や第三者認証取得飲食店の拡充

→市町と連携して推進

根室管内における新型コロナウイルス感染症の感染経路は、本町から他県へしており、またこの間、複数の集団感染事例が確認されるなど、決して油断できない状況にあります。

根室管内には、感染力が強いとされるオミクロン株が全国的に流行しており、これ以上の感染拡大を回避するため、基本的な感染防止行動を徹底していただき、連携している場所や感染リスクの高い場所への外出・移動を控えましょう。

◆ 「三つの密(密着・密接・密閉)の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を徹底してください。

◆ 連携している場所や感染リスクの高い場所への外出・移動を控えましょう。

◆ 飲食の際は、4人以内で、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の際はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。

令和4年1月 日 根室市長 石橋 謙敏  
根室副市長 根岸 隆  
根室町長 根岸 隆三  
津別町長 山口 裕博  
標津町長 山口 裕博

根室市保健所 根室市保健所 根室市保健所  
〒995-8501 根室市本町1-1-1 TEL:0143-224-2600  
FAX:0143-224-2601 URL:www.city-nishimuro.akita.jp